

宮城県行政不服審査会における審議のイメージ

資料5

ケース1:1案件について3回審議する場合

1週間前	第1回審議	1週間前	第2回審議	1週間前	第3回審議																	
<p>委員に審査請求書, 弁明書, 審理員意見書を送付</p> <p>※ 反論書, 意見書, 証拠書類については, 審理関係人から提出されている場合のみ送付</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>諮問</th> <th>審議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"> 審査庁から審理員意見書, 事案の概要, 審査関係人の主張, 論点, 裁決の方向性及びその理由等について説明 </td> <td> ・諮問案件についての審査庁への質問(制度設計, 運用状況, 事実関係, 先例, 判断の根拠など) ・審査関係人が提出した主張書面についての審議 </td> </tr> <tr> <td> 審査関係人対応 ex 審査関係人から意見陳述の申立があった場合の諾否など →基本的には申立を認め, 第2回審議において実施 </td> </tr> <tr> <td> その他 </td> </tr> <tr> <td> ex 参考人に事実の陳述を求めること, 鑑定人の鑑定を求めることなどの判断 →必要な場合は, 第2回審議にて実施 </td> </tr> </tbody> </table>	諮問	審議	審査庁から審理員意見書, 事案の概要, 審査関係人の主張, 論点, 裁決の方向性及びその理由等について説明	・諮問案件についての審査庁への質問(制度設計, 運用状況, 事実関係, 先例, 判断の根拠など) ・審査関係人が提出した主張書面についての審議	審査関係人対応 ex 審査関係人から意見陳述の申立があった場合の諾否など →基本的には申立を認め, 第2回審議において実施	その他	ex 参考人に事実の陳述を求めること, 鑑定人の鑑定を求めることなどの判断 →必要な場合は, 第2回審議にて実施	<p>・第1回審議時に回答できなかった委員の質問について, 審査庁から回答</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>審議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・答申の方向性の検討, 決定(認容, 一部認容, 棄却) </td> </tr> <tr> <td> 審査関係人対応 </td> </tr> <tr> <td> ex 意見陳述の実施 </td> </tr> <tr> <td> その他 </td> </tr> <tr> <td> ex 参考人による事実の陳述, 鑑定結果の確認など </td> </tr> </tbody> </table>	審議	・答申の方向性の検討, 決定(認容, 一部認容, 棄却)	審査関係人対応	ex 意見陳述の実施	その他	ex 参考人による事実の陳述, 鑑定結果の確認など	<p>答申案送付</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>審議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・事務局から答申案の説明 </td> </tr> <tr> <td> ・答申案についての質疑応答 </td> </tr> <tr> <td> ・答申の決定 </td> </tr> </tbody> </table>	審議	・事務局から答申案の説明	・答申案についての質疑応答	・答申の決定
	諮問	審議																				
	審査庁から審理員意見書, 事案の概要, 審査関係人の主張, 論点, 裁決の方向性及びその理由等について説明	・諮問案件についての審査庁への質問(制度設計, 運用状況, 事実関係, 先例, 判断の根拠など) ・審査関係人が提出した主張書面についての審議																				
		審査関係人対応 ex 審査関係人から意見陳述の申立があった場合の諾否など →基本的には申立を認め, 第2回審議において実施																				
その他																						
ex 参考人に事実の陳述を求めること, 鑑定人の鑑定を求めることなどの判断 →必要な場合は, 第2回審議にて実施																						
審議																						
・答申の方向性の検討, 決定(認容, 一部認容, 棄却)																						
審査関係人対応																						
ex 意見陳述の実施																						
その他																						
ex 参考人による事実の陳述, 鑑定結果の確認など																						
審議																						
・事務局から答申案の説明																						
・答申案についての質疑応答																						
・答申の決定																						

ケース2:1案件について2回審議する場合

1週間前	第1回審議	1週間前	第2回審議									
<p>委員に審査請求書, 弁明書, 審理員意見書を送付</p> <p>※ 反論書, 意見書, 証拠書類については, 審理関係人から提出されている場合のみ送付</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>諮問</th> <th>審議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> 審査庁から審理員意見書, 事案の概要, 審査関係人の主張, 論点, 裁決の方向性及びその理由等について説明 </td> <td> ・諮問案件についての審査庁への質問(制度設計, 運用状況, 事実関係, 先例, 判断の根拠など) ・審査関係人が提出した主張書面についての審議 ・答申の方向性の検討, 決定(認容, 一部認容, 棄却) </td> </tr> <tr> <td> その他 ex 参考人に事実の陳述を求めること, 鑑定人の鑑定を求めることなどの判断 →不要な場合は, 実施しない </td> </tr> </tbody> </table>	諮問	審議	審査庁から審理員意見書, 事案の概要, 審査関係人の主張, 論点, 裁決の方向性及びその理由等について説明	・諮問案件についての審査庁への質問(制度設計, 運用状況, 事実関係, 先例, 判断の根拠など) ・審査関係人が提出した主張書面についての審議 ・答申の方向性の検討, 決定(認容, 一部認容, 棄却)	その他 ex 参考人に事実の陳述を求めること, 鑑定人の鑑定を求めることなどの判断 →不要な場合は, 実施しない	<p>答申案送付</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>審議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・事務局から答申案の説明 </td> </tr> <tr> <td> ・答申案についての質疑応答 </td> </tr> <tr> <td> ・答申の決定 </td> </tr> </tbody> </table>	審議	・事務局から答申案の説明	・答申案についての質疑応答	・答申の決定
	諮問	審議										
審査庁から審理員意見書, 事案の概要, 審査関係人の主張, 論点, 裁決の方向性及びその理由等について説明	・諮問案件についての審査庁への質問(制度設計, 運用状況, 事実関係, 先例, 判断の根拠など) ・審査関係人が提出した主張書面についての審議 ・答申の方向性の検討, 決定(認容, 一部認容, 棄却)											
	その他 ex 参考人に事実の陳述を求めること, 鑑定人の鑑定を求めることなどの判断 →不要な場合は, 実施しない											
審議												
・事務局から答申案の説明												
・答申案についての質疑応答												
・答申の決定												